

医療費控除に活用できる 医療費通知書を配付します

共済組合では、組合員の皆様に医療機関等の受診状況をお知らせすることで、医療費に対する認識・理解を深めていただき、無駄のない受診を心がけていただくために、毎年「医療費通知書」を作成しています。

本年度は、平成29年1月から11月に受診された11か月分についての「医療費通知書」を平成30年2月に配付いたします。

なお平成29年9月号でお知らせしたとおり、**確定申告の医療費控除において、「医療費控除の明細書」の代わりに医療費通知書を添付**して申告ができるようになりました。

■医療費控除を行う場合の注意点

①平成29年12月診療分など今回の通知に記載のないものを申告する場合

別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付していただく必要があります。この場合、医療費領収書は確定申告期限から5年間保存する必要があります。

②実際に負担した自己負担額が「確定申告用自己負担額」と異なる場合

こども医療費助成事業など、地方公共団体からの医療費助成等を受けている場合には、「確定申告用自己負担額」欄に記載の額から公費負担額欄に記載の額を差引いた額を記入する等、ご自身で額を訂正して申告していただく必要があります。

③平成28年以前の診療分を申告する場合

従来どおりの申告方法となりますので、医療費通知書は活用できません。

※医療費控除の申告については、税務署にお問い合わせください。

■医療費通知書の内容

医療費通知書

組合員とその被扶養者の医療費は次のとおりです。

※ご不明な点がありましたら共済組合保健課
(028-615-7816) までお問い合わせください。

〈再発行はしませんので、大切に保管ください。〉

受診者氏名 医療機関名※	診療 年月	日数	診療区分・ 給付種別	医療費総額	法定 給付額	公費 負担額	窓口 負担額	家族 療養費 附加金等	高額 療養費	支給額	確定申告用 自己負担額※	
共済太郎	29	2	10	医科入院	250,000	175,000		75,000	50,000		50,000	25,000
〇〇大学病院				入院時療養費等								
共済花子	29	4	1	医科入院外	50,000	35,000		15,000				15,000
△△△△△△△	病	院										
合			計	300,000	210,000		90,000	50,000		50,000	40,000	

※平成30年2月実施分の医療費通知から、新たに**医療機関名、確定申告用自己負担額**を表示します。